

## 日・インド社会保障協定の発効にかかる説明会の開催について

平成28年8月18日  
在チェンナイ日本国総領事館  
ジェトロチェンナイ事務所

1. 日・インド社会保障協定の発効に当たり、企業の皆さまに必要な手続き等についてご説明する説明会を在チェンナイ日本国領事館とジェトロチェンナイ事務所の共催により、9月8日(木)及び9月9日(金)にJETROチェンナイ事務所にて以下のとおり開催いたします。

※ 同じ説明会は、デリー、コルカタ、ムンバイ、ベンガルールにおいても開催される予定です。詳細は開催地の各在外公館にお問い合わせください。

【日時】 9月8日(木) (1) 10:00～12:00 (2) 15:00～17:00  
9月9日(金) (1) 10:00～12:00  
\*各回定員 30名。入替制。\*各回同一内容。

【場所】 ジェトロチェンナイ事務所会議室

【講演内容】 本年10月1日に「日印社会保障協定」が発効します。同協定発効により、日系駐在員の多くが加入している日本とインド両国の公的年金制度に対する二重加入の問題や、加入年数の問題による、インド駐在期間中に負担した公的年金制度への保険料が掛け捨てになる問題等が解決されることとなります。説明会においては、発効に伴う具体的な制度の変更とそれにとまなう利点、また、申請に関する一般的な手続き等について、厚生労働省と日本年金機構の担当者が来訪し、説明を行う予定です。

2. 説明会に参加を希望される方は、社名、参加者名(氏名)、E-mail アドレス、及び参加希望日時を以下アドレス宛に、8月26日(金)までにメールにてお知らせください。

在チェンナイ日本国総領事館メールアドレス:[cgjpchen@ms.mofa.go.jp](mailto:cgjpchen@ms.mofa.go.jp)

3. なお、会場の都合上、各企業で参加される場合は基本的に2名までの参加、各回の定員はお申込み先着順で30名様とさせていただきます。また、ご希望の会の参加希望者数により、参加日時の変更をお願いする場合がございます。

4. 本案内は、在チェンナイ日本国総領事館及びジェトロチェンナイ事務所よりそれぞれ配信しておりますので、重複してご案内を受け取られた方につきましては、いずれかの配信に一度のみご回答いただけますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

在チェンナイ日本国総領事館(044-2432-3860～3) 担当:番場